

入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第 2684 号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年6月 23 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局経済戦略推進部企業立地課(電話 011-211-2362)

メールアドレス:business@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称 企業立地ツアー運営等業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年9月 30 日まで
- (4) 入札方法

施設利用料等、参加者一人当たりにかかる料金については単価契約、それ以外の料金を総価契約とする。

そのため、入札の際は、入札金額の内訳を別表に記載し添付すること(入札書と別表はホチキスで2箇所綴り、繋ぎ目に見積者(見積代理人)の印で契印を押すこと)

なお、支払金額は単価契約部分の単価に参加者等の数を乗じて得た金額と、総価契約部分を足して得た合計金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年4月 26 日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、以下の分類で登録があること。
 - 大分類:一般サービス業
 - 中分類:運輸・通信業
 - 小分類:運輸に付帯するサービス業(取扱品目「旅行」)。
- (6) 旅行業法で示す旅行業の登録を受けていること。
- (7) 本市が定める管理基準(「個人情報等取扱安全管理基準」)に適合する管理体制を有している者であること。

5 参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、以下の通り上記4に掲げる参加資格を有することを証する書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- イ 旅行業法で示す旅行業の登録を受けていることの証明
- ウ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書(様式2)

(2) 提出期限

令和7年7月1日(火)12時00分(必着)

(3) 提出方法

上記「2 契約担当部局」あて電子メール、郵送または持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

6 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札、開札の日時及び場所

日時：令和7年7月4日(金)11時00分 入札後、直ちに開札する

場所：札幌市役所本庁舎 13階1号会議室

(3) 入札書の提出方法

入札書は「入札書」(様式3)にて作成し、上記(2)の日時及び場所において、直接持参によること(送付、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない)。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

この一般競争に参加を希望する者で、本入札説明書、仕様書、契約書案等についての質問がある場合は、以下の通り提出すること。質問期限を過ぎた場合は質問を受け付けない。

ア 提出方法

質問票(様式4)に質問の要旨を記入し、電子メールで送付すること。

送付の際は、件名に「企業立地ツアー運営等業務 質問票」と記載すること。

イ 提出先及び提出期限

上記「2 契約担当部局」宛

提出期限 令和7年7月1日(火)12時00分(必着)

ウ 回答の方法

質問者の名を伏せて札幌市経済観光局ホームページで随時公表する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状(様式 5)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記6(2)の日時、場所にておいて、入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときには、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、質問がある場合は、上記6(4)のとおり、回答を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 契約書(案)のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して 10 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記「2 契約担当部局」に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

以 上